

川西市立総合医療センター 経営強化プラン

令和6年（2024年）3月

令和6年（2024年）9月改定

かわにし  新時代へ

川 西 市

目 次

はじめに	1
第1 川西市の病院改革について	
1 川西市の病院改革の取組	2
第2 川西市立総合医療センターについて	
1 病院概要	6
2 川西市立総合医療センターの現状	7
3 経営状況	15
第3 川西市立総合医療センター経営強化プラン	
1 対象期間	17
2 役割・機能の最適化と連携の強化	17
3 医師・看護師等の確保と働き方改革	18
4 経営形態の見直し	19
5 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組	19
6 災害時における医療	20
7 施設・設備の最適化	20
8 経営の効率化	20
9 点検・評価・公表等	22
資料1 収支計画（指定管理者）	23
資料2 収支計画（川西市病院事業会計）	24

3に(3)を
追記

第3 川西市立総合医療センター経営強化プラン

1 対象期間

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度） 5年間

2 役割・機能の最適化と連携の強化

（1）地域医療構想を踏まえた役割の明確化

高齢化の進展による医療・介護の需要増大という社会状況に対応するため、限られた医療・介護資源を適正・有効に活用することが求められています。医療分野においては、医療機能の分化・連携により、患者の状態に応じた適切な医療を提供する体制を整備するとともに、在宅医療の充実等により、退院患者の生活を支える体制を整備する必要があります。

第7次兵庫県保健医療計画（令和3年（2021年）4月中間見直しにより一部改定）における地域医療構想においては、令和7年（2025年）の医療需要に基づく必要病床機能について、阪神北準圏域では、高度急性期病床296床及び回復期病床637床が不足、急性期病床998床及び慢性期病床166床が過剰となっています。

また、医療の圏域内完結率は県内でも低い水準にあり、今後、市民の高齢化が進み、その生活圏域が狭くなっていく状況に加え、医療機関自体が少ない猪名川町、能勢町、豊能町住民の医療需要を担っていく必要があります。川西市立総合医療センターにおいては、高度急性期病床を一定確保しており、医療の圏域内完結率の向上に引き続き取り組みます。

（2）地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

これまでの病院が担うケア提供体制から、自宅でのケアを軸とした住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムへの転換、体制の構築が必要です。

特に、要支援者に対して切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築していくためには、診療所の医師、地域包括支援センター、介護サービス事業所、歯科医師、薬剤師、病院などの関係機関が連携しやすい環境を整えることが重要になります。

川西市立総合医療センターは地域の基幹病院として、地域医療連携推進法人「川西・猪名川地域ヘルスケアネットワーク」を通じて、法人に参加している川西市医師会、川西市歯科医師会、川西市薬剤師会の3師会と、川西市と猪名川町にあるすべての病院と連携しながら、地域の関係機関との連携体制の構築を進めます。

（3）機能分化・連携強化

患者支援センター（PSC）を中心とし、地域医療機関への働きかけに一層注力し、紹介率・逆紹介率の向上を図ります。切れ目なく、医療・看護・介護サービスが提

供できるよう支援・調整を行います。また、脳卒中地域連携パス及び大腿骨頸部・椎体骨折地域連携パスの本格稼働に向け、施設基準の取得と医療機関間の連携強化を進めます。

3 医師・看護師等の確保と働き方改革

(1) 医師・看護師等の確保

適切な人員配置となるよう医師・看護師等を確保するため、指定管理者のスケールメリットを有効に活用します。

また、担うべき役割・機能に的確に対応するための適切な人員配置を行うことにより医療の質の向上や効率化を図り、経営の強化を図ります。

(2) 医師の働き方改革への対応

令和6年度(2024年度)から医師の時間外労働が規制されるため、川西市立総合医療センターでは、看護師・医師事務作業補助者等の他職種・医師間の業務整理を行うとともに、これまで医師が担っていた業務を看護師等の専門職に移管・共同化させるタスク・シフティング、タスク・シェアリングを行うことにより医師の時間外労働時間の削減を図ります。

具体的には、診療看護師及び特定行為研修(21区分38行為)を修了した看護師の配置に努めるとともに、医師事務作業補助者を積極的に活用するなど、病棟薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師が専門性を活かせるよう業務分担の見直しを進めます。

また、医師の時間外労働時間の上限規制への対応策として、「宿日直許可」を取得します。「宿日直許可」とは、「常態として、ほとんど労働をする必要のない宿直又は日直の勤務」で、労働基準監督署長の許可を受けた場合、その許可の範囲内で労働基準法上の労働時間規制が適用除外となるものです。この制度は、医師の勤務シフトなどを考える上でも、重要な要素となります。

このような働き方改革による労働環境の改善は、医師のみならず、看護師などの確保にも資することから、併せて検討を行います。

追記

(3) 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保

臨床研修医の受入れは、将来における医師確保に大きく寄与するものとなります。川西市立総合医療センターでは、基幹型臨床研修病院として、毎年臨床研修医の受け入れを行っています。今後も安定して研修医を確保していくため、初期臨床研修プログラムの充実や指導医の確保及び養成に取り組むとともに、医学生に対する説明会の参加やSNS等を活用し、広報活動を積極的に行っていきます。また、令和6年度には、卒後臨床研修評価(JCEP)の認定を受ける予定であり、臨床研修の質の改善・向上に努めている病院としてさらに認知度を高め、若手医師の確保を図ります。

初期臨床研修終了後の医師に対する専門分野の研修においても、広く公募するとともに、専門研修プログラムの充実を図り、良質な医療を提供できる医師の育成に取り組めます。併せて労働環境の見直しにより、若手医師が仕事に取り組みやすい環境づくりを推進します。

4 経営形態の見直し

赤字が続く病院経営を早急に立て直すため、民間的経営手法を活用した経営形態である指定管理者制度を令和元年度（2019年度）に導入し、指定管理者である医療法人協和会が市立川西病院の管理運営を行ってまいりました。

令和元年度（2019年度）の末には、新型コロナウイルス感染症が流行する中、兵庫県下の病院で最も早い段階で、コロナ専用病床を確保し、感染症患者の受入れを開始しました。また、他病院では受け入れ困難な小児や妊婦の受け入れなどにも対応しました。

このような迅速な対応は、市の直営時では考えられなかったことであり、病院経営を指定管理者制度に見直した効果の一つであると認識しています。

令和4年（2022年）9月の川西市立総合医療センター開院後も、引き続き、事業の継続性を考慮し、医師確保の柔軟性や人件費の抑制など、民間のネットワークやノウハウを活用した運営形態が必要であるとの認識から、令和25年（2043年）3月31日までを指定期間とする協定を医療法人協和会と締結しています。

したがって、本プラン期間中の経営形態の見直しは行わず、現行の指定管理者制度を維持していく方針です。

引き続き、指定管理者とともに、持続可能な病院経営に努めます。

5 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内の医療提供体制に多大な影響が生じ、地域医療の様々な課題が浮き彫りとなり、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携の重要性、地域医療全体を視野に入れた適切な役割分担の下で必要な医療を提供することの重要性が改めて認識されました。

このような状況の中、川西市立総合医療センターにおいては、発熱外来の実施や、コロナ専用病床を確保するとともに、他病院では受け入れ困難な小児や妊婦及び透析患者の受入れなどにも対応するなど、公立病院として医療の提供に努めてまいりました。この経験や体制は、そのまま新興感染症対策として活用することができます。

令和5年（2023年）5月に感染症内科を新たに設置し、医療サービスが提供できる体制を整えるとともに、新興感染症の感染拡大時等に備えて、発熱外来エリアへの導線経路や使用できるスペースの確認、感染防護具等の備蓄、マニュアルに基づいた院内感染対策の徹底等、通常の診療機能が維持できるよう平時からの取組を継